



平成26年 8月 20日

## 平成27年度における

### 「重度障害者医療費助成制度継続」についての陳情

大磯町議会議長 奥津勝子 様

代表陳情者 足柄上郡中井町雑色409  
中郡腎友会  
会長 城所優子 

陳情者 横浜市神奈川区台町1-8  
ウェイサイドビル504号  
特定非営利活動法人 神奈川県腎友会  
会長 岸上武志 



#### 1. 陳情の要旨

平成27年度予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度について、障害児者が負担なく医療が受けられるよう陳情申し上げます。

#### 2. 陳情の理由

神奈川県は平成20年に県要綱を変更し、医療窓口での一部自己負担金（通院¥200/1回、入院¥100/1日）の導入と、年齢制限として65歳以上で新たに障害者となった方の制度適用除外を各市町村に委譲されました。また、平成21年10月から前記2条件に加えて所得制限を追加実施するに至っています。

私たち透析者は、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、高額療養費特例3特定疾病療養受療者として、1ヶ月の自己負担限度額が10,000円・上位所得者にあっては20,000円と負担軽減措置が図られていますが、年齢制限導入によって65歳以上で透析を導入し障害者となり助成が受けられない場合、日常生活は大変厳しい事になります。県内各市町村に依っては、代わりに透析者は「後期高齢者医療保険の75歳から適用」を前倒しで「65歳から適用」と言われておりますが、透析以外の治療費は1割負担になり、金額的に高額な物もあり透析者には大変な負担です。

加えて、透析治療へ月13回往復の通院費や透析中の食事代（月平均¥6000～8000）の自己負担があり、健康保険料、県・市民税、介護保険料などの支払いがあります。これ以上の個人的負担が増えるのは大変に困ります。

神奈川県は各市町村への補助金を削減あるいは廃止するなど、各市町村の財政が逼迫した状況も理解しておりますが、敢えて、私たち障害児者・透析者の負担が少なく医療が受けられるよう、平成27年度の予算策定を陳情申し上げます。